

る。大徳を詠ひて歌を作りて曰はく「からすといふおほをそどりのことをのみともにといひてききだちぬ」とのたまふ。夫れ火を炬さむとする時はまづ蘭しき松を備け、雨降らむとする時は兼ねて石板潤ふ。鳥の鄙なる事を示て領道の心を発す。まづ善き方便をもちて苦を見し道を悟らしむといふは、其れ斯れを謂ふなり。欲界の雑の類は、鄙なる行是くの如し。歌ふ者は背き、愚なる者は負る。賛に曰はく「可きかな、血沼原主氏、鳥の邪淫を翫て俗塵を歎ひ、浮花の仮なることを背きて常浄に趣く。身は修善を勤めて惠命を祈ひ、心は安養を期りて解脱を期す。是れ世間の異秀に土を歌ふ者なり」といふ。

悪逆なる子妻を愛ひ母を殺さむことを謀りて現報に悪しき死を被る縁 第三

吉志火麻呂は、武蔵国多摩郡鴨里の人なり。火麻呂の母は、早部真直なり。聖武天皇の御世に、火麻呂、大伴名姓分開ならず筑紫の前守に点されて三年を経べくあり。母子に随ひて往きて相け餅養ふ。其の婦は国に留り家を守る。時に火麻呂己が妻を離れ去り、妻を愛ぶることに昇へずして、逆ふる謀を發

して思はく「我が母を殺し、其の喪に遭ひて服し、役を免れて還り、妻と俱に居む」とおもふ。母の自性、善を行ふことを心とす。子母に語りて言はく「東の方の山の中に、七日法花経を説き奉る大なる会有り。率、母聞け」といふ。母歎かれ、経を聞かむと念ひて心を発し、湯を洗み身を浄め、俱に山の中に至る。子牛の目を以ちて母を舐みて言はく「汝、地に長跪け」といふ。母子の面を瞻りて答へて曰はく「何故そ然言ふ。もし汝鬼託くや」といふ。子横刀を抜き、母の頸を殺らむとす。母すなはち子の前に長跪きて言はく「木を殖らる志は、彼の真を得並に其の影に隠れむが為なり。子を養ふ志は、子の力を得并に子に養はれむが為なり。恃める樹の雨漏る如く、何すれぞ吾が子思に違ひ、今異ふ心在る」といふ。子遂に聴きず。時に母佐際びて、身に著たる衣を脱きて三処に置き、子の前に長跪きて遺言して言はく「我れを詠はむ裏にせよ。一の衣を以ちては、我が兄男汝得よ。一の衣は、我が中男に贈り祝へ。一の衣は、我が弟男に贈り祝へ」といふ。逆ふる子歩み前みて母の頸を殺らむとする頃に、地裂けて陥る。母すなはち起ちて前み、陥る子の髪を抱き、天を仰ぎて哭きて願はくは「吾が子は、物託きて事をす。実の現心にあらず。願はくは罪を免し祝へ」とねがふ。なほ髪を取り子を留む。子終に陥る。慈母

花。水泡の美的表現か。此涅槃の徳であるが、浄を示して涅槃をあらわす。浮花のような仮の世を去つて涅槃の世界に行く。二〇仏の智慧。二一阿陀陀仏の国土。二極楽とは真訳の關係にある。

第三縁 今昔物語集・二十ノ三十二に書承。三善老律では、八虐のひとつ。相父母、父母、に対しては殺つこと、殺せらるること。伯叔父、姑、兄姉、外祖父母、夫、夫の父母、に対しては殺すこと。三米詳。本説話以外に所伝をみない。四多麻郡は東京都。鴨里は所在未詳。五米詳。本説話以外に所伝をみない。六中巻九縁の大伴赤麻呂の一族か。七防人。八兵士とすることを忌といつた例は、軍防令にみえ、万葉集・二十巻三に「佐伎母里爾佐須」とある。九上番の期間は防人は三年、ただし往復の日数は含めない(軍防令)。一〇軍防令では、征行するときは婦女をとまらうことは禁じられず。本説話のばあい征行にはあたらないが、母が子の防人にしなく行くことは他に例をみない。子の火麻呂に対する母の愛着の強さがうかがえる。中巻三縁の母に対する子の愛着の強さに、イメージが結びついている。二今昔集・軍防令によれば、妻妾をとまらう行くことは許されていた。しかし、万葉集・十四、二十、所収の防人の歌には故郷に残された妻を偲ぶものがあつた。三原文「昇」は「不勝」に同じ。一するに「堪えられない」。三今昔集・軍防令によれば、上番の期間には父母の喪であつても任務をはなれることはできない。火頭(炊事)は例外。喪に遭くという表現は令にみえる。四地持羅什訳の妙法蓮華経には、七巻に調卷されたものと八巻に調卷されたものとがあつた。後代の法華八講が八巻に調卷された妙法蓮華経に拠つておこなわれることより推測すれば、本説話は、七巻に調卷された妙法蓮華経に拠る講經の法会のことを述べているのであろう。五国会図書館本釈訳(率イサ)。万葉集・三・五三(三)見(三)二。人を誘うときに発する語。「率」をこの意に用いるのは日本における引伸義。三きわめて印象的な形容だが、他に例をみない。牛に因つてその目が記述されること自体多くない。太平御覧・九〇〇所引御明録・相沖の牛忽熟視のように、隣欄を乞う目つきか。母に対する微妙な気持ちの表現。七「長跪」は、仏典語。六原文「託鬼」。下文に「託物」。ものゝ表記を「鬼」「物」と變化させている。七元佩刀。八大般涅槃経・光明遍照高貴徳王菩薩品に「何人鑽樹、為得藤茎、為得花菓及以材木」とみえる(笈注補訂)。三失意のさまをあらわす。火麻呂が翻意しないので落胆する。三原文「著」身脱衣。三わたしのことを偲ぶかための贈り物。四原文「一本者、贈我中男祝也」。祝は、本説話では、日本語の補助動詞「たまふ」を表記するために用いられている。本来は、上位の者が下位の者に与える意。五下巻四縁の筆が眞を殺せらうとするイメージに結びついている。六天父の釈迦牟尼仏に対して悪逆の心をいだいた善星比丘が生きたが地獄に墮つた説話(大般涅槃経・迦葉菩薩品)・五逆をおこなつた提婆達多(五逆)とされるが、父母に対する悪逆は知られていないが生きたが地獄に墮つた説話(たとへば増一阿含経・四十七)の、系譜につらなる。七雑善蔵経・九・〇九に、裂けた大地に陥る子の髪をとらえて助けようとした母の説話のみえる。本説話と下巻四縁とはともに沈

髪をもちて家に帰り、子の為に法事を備へ、其の髪を篋に入れ、仏の像の前に置き、謹みて諷誦を請ふ。母の慈深きが故に、惡逆の子に哀愍する心を垂れ、其の為に善を修ふ。誠に知る、不孝の罪の報はなは左近し、惡逆の罪彼の報無きにあらず、と。

力女掬力を試る縁 第四

聖武天皇の御世に、三野国片泉郡小川市に一の力女有り。為人大なり。名けて三野狐と為ふ。是れ昔三野の狐を母として生れし人の四継の孫なり。力強きこと百人の力に當る。小川市の内に住み、己が力を恃み、往還の商人を凌弊けて、其の物を取りて業とす。時に尾張国愛智郡片輪里に一の力女有り。為人少し。是れ昔元興寺に有りし遺囑法師の孫なり。其れ三野狐の人の物を凌弊けて取ると聞きて、試むと念ひて、蛤五十斛を埒りて船に載せ、彼の市に泊つ。また備けて熊鷹の鞆二十段を副納む。時に狐來り、彼の蛤をみな取りて売らしむ。然らして問ひて言はく「何より來る女ぞ」といふ。蛤の主答へず。また問へども答へず。重ねて四遍問ふ。すなはち答へて言はく「來る方を知らず」といふ。

狐礼無しと念ひ、打たむとして起ち依る。すなはち二手をもちて待ち捉り、葛鞆をもちて一遍打つ。鞆に肉著く。また一の鞆を取りて一遍打つ。鞆に肉著く。十段の鞆をもちて、打つに随ひてみな肉著く。狐白して言さく「服はむ。犯せり。惶し」とまます。是に狐の力に益ることを知る。蛤の主の女言はく「今より已後、此の市に在むこと得され。もし強ひて住まば終に打ち殺さむ」といふ。狐打ち取められて、其の市に住まず。人の物を奪はず。彼の市人摠みな安穩を悦ぶ。夫れ力人の支、世を継ぎて絶えず。誠に知る、先の世に大なる力の因を殖え今に此の力を得たり、と。

漢神の崇に依り牛を殺して祭りまた生を放つ善を修ひて現に善と惡との報を得る縁 第五

摂津国東生郡撫田村に、一の富める家長公有り。姓名詳ならず。聖武太上天皇の世に、彼の家長漢神の崇に依りて禱りて祀る。七年を限りて年ごとに殺し祀るに一の牛を以ちてす。合せて七頭を殺し、七年に祭り畢る。忽に重き病を得たり。また七年の間を遑て医薬方をもちて療せどもなほ愈えず。

みゆく人を引きあける描写を含み、イメーシの結びつきがみられる。天不孝を描く上巻二十三縁に、「天知地知」として、やはり「天」が述べられていた。

一 僧を請じて仏事をおこなつたのであろう。
二 中巻三十三縁に、死者の頭を轉宮に納め仏前に置いた、と述べられている。遺体あるいは遺骨の一部、あるいは遺骨を宮に納めて仏前に安置することが追善の儀式の一部としておこなわれたか。
三 追善のために、僧に誦經をねがって布施する。

第四縁 上巻三縁、三縁、を承ける記述を含んでいる。今昔物語集・二十三・十七に書承。
四 「掬力」は仏典にみえる語。たとえば大般涅槃經・如來性品。腕力を競う意に限定されない。技芸や術を競うはあいにもいう。五 岐阜市。六 未詳。下文より推せば長良川の沿岸に所在。七 未詳。八 上巻三縁。この割注によつて本説話が上巻三縁に結びつけられる。それはまた上巻三縁が遺囑法師にかかわる説話に結びつけられることでもある。九 玄縁。曾孫の孫の子の子。一〇 上巻三縁には「是人強力多有とあつた。先祖と同じ能力を有することになる。一一 威圧して打ち負かす。「凌シヘタク」(名義抄)。国会図書館本訓撰「解」館大社。一二 名古屋市中区。上巻三縁、中巻二十七縁、と同じ地。地名表記が異なる。依拠資料の用字の反映か。一三 大きい者と小さい者とが争い、小さい者が勝利をおさめる、というのは口承の世界に多くみられる説話の型。一四 上巻三縁のこの割注によつて本説話が上巻三縁に結びつけられる。一五 食用であらう。書紀・景行天皇五

十三年來に白蛤を體にしているのが蛤を食用にしたわが国での初出例。二六 「斛」は量の単位。一斛は十斗、一斗は十升。上巻三十一縁にみえる「石」と同一の量を示す単位である。本書で「斛」は「石」の二とおりがみられるのが度量衡の大小の制にかかわるか、あるいは別の理由によるものかは、各一例という例の少なからず判断としない。二七 長良川を溯航したのであろう。二八 和名多に馬籠草久米豆と息とみえる植物は現代でも同じくクマツツラと呼ばれている。武田祐吉は本説話の「熊鷹」はそれとは別で「大きな毒性植物であるとし、諸注は武田説に追随するが、再考の必要がある。遺囑法師の孫女の体格を、武田説ははじめ諸注は大きく考えすぎているくらいがある。室直物語の小男の草子の主人公のように、一尺程度の身長と考えるべきではないだろうか。その程度の体格の女の持つ鞆としてクマツツラは不適当とはいえない。上巻三縁にみえる遺囑法師も伝説の巨人タイタラポッチとイメーシを重ね合せて理解する説はあまりであらう。遺囑法師もおそらくは小さい体格の少年であらう。二九 しなやかな弾性のある鞆。三〇 攝津国風土記・六采郡に(御方)里の地名起源説話に「黒鳥三条(は)を述べる。黒鳥(名義抄ではツノラ)を数える助数詞が「かたであることがわかる。熊鷹製の鞆もかたで数えてよいだろう。三一 両手。万葉集・三・三三二(二)手。三二 狐の体の肉が削ぎ落され、鞆にその肉が着く。三三 厚文眼也(犯也)惶也。中巻二十七縁にも降服する船人のことばとして「犯也」眼也とみえる。三四 打たれて鎮められる。「一般は戦いをやる意。三五 仏典語。たとえば妙法蓮華經にみえる。三六 采統。三七 先世壇大力因この具体相は示されていない

惡逆子愛妻將殺母謀現報被惡死 緣第三

吉志火麻呂者、武藏國多摩郡鴨里人也。火麻呂之母者、早部真君也、聖武天皇御世、火麻呂、大伴名姓不分明、筑紫前守所、心經三年、母隨子往、而相飢養、其婦者、留國守家、時火麻呂、雖已妻去、不昇妻愛、而究逆謀、思殺我母、遭其喪服、免役而還、与妻俱居、母之自性、行善為心、子語母言、東方山中、七日奉說法花經、有大会、率母聞之、母所歎、念將聞經免心、洗湯淨身、俱至山中、子以牛目、眦母而言、汝地長跪、母瞻子面、而答之曰、何故然言、若汝託鬼耶、子拔橫刀、將殺母頸、母即子前長跪而言、殖木之志、為得彼真、並隱其影、養子之志、為得子力、并披子養、如侍樹漏雨、何吾子違思、今在異心耶、子遂不聽、時母佯憐、著身脫衣、置於三処、子前長跪、遺言而言、為我詠裏、以一衣二者、我兄男女得之也、一衣者、贈我中男、脫也、一衣者、贈我弟男、脫也、逆子步前、將殺母頸之頃、裂地而陷、母即起前、抱陷子髮、仰天哭願、吾子者、託物為事、非實現心、願免罪脫、猶取髮留子、々終陷也、慈母持髮歸家、為子備法事、其髮入宮、置仏像前、謹請諷誦矣、母慈深故、於惡逆子、垂哀愍心、為其修善、誠知、不孝罪報甚近、惡逆之罪、非無彼報矣、

- 1 早 早
- 2 留 留
- 3 飢 節
- 4 子(米國) 十ナシ
- 5 而(米國) 十ナシ
- 6 母頸(米) 一母々
- 7 頸之頃(米) 一頃之
- 8 宮 若
- 9 深(米國) 十深
- 10 無(米國) 十無

力女拘力試緣第四

聖武天皇御世、三野國片長郡小川市、有一力女、為人大也、名為三野狐、是三野國狐為母失之四隣孫也、力強當百人力、住小川市内、恃己力、凌弊於往還商人、而取其物、為業、時尾張國愛智郡片輪里、有一力女、為人少也、是昔有元興寺遺囑法師之孫也、其聞三野狐凌弊於人物而取、念試之、蛤捕五十斛、載船、泊彼市也、亦儲備副、納熊葛練韃廿段、時狐來、彼蛤皆取令壳、然問之言、自何來女、蛤主不答、亦問不答、重四遍問、乃答之言、來方不知、狐念無禮、打起依、即二手待捉、葛韃以一遍打之、韃著肉、亦取一韃、一遍打之、韃著肉、十段韃、隨打皆著肉、狐白之言、服也、犯也、惶也、於是知益於狐之力也、蛤主女言、自今已後、在此市不得、若強住者、終打殺也、狐所打敗、不往其市、不奪人物、彼市人摠皆悅安穩、夫力人文、繼世不絕、誠知、先世殖大力因、今得此力矣、

- 1 小(米國) 十少
- 2 一力(米國) 十方
- 3 小(米國) 十少
- 4 郡(米) 一郡
- 5 一力(米) 十方
- 6 捕(米國) 一捕
- 7 斛(米國) 一斛
- 8 之(米國) 一々
- 9 之(米國) 一々
- 10 益(米國) 一蓋
- 11 支 支

依漢神崇殺生而祭又修放生 生善以現得善惡報 緣第五

攝津國東生郡無回村、有一富家長公、姓名未詳也、聖武太上天皇之世、彼家長、依漢神崇、而禱之祀、限于七年、每年殺祀之以一牛、合殺七頭、七年祭畢、忽得重病、又逕七年間、醫藥方療、猶不愈、喚集卜者、而破祈禱、亦弥增病、於茲思之、我得重病、由殺生業故、自臥病年已來、每月不闕、六節齋戒、修放生業、見他殺畜生之類、不論而贖、又遣八方、訪買生物而放、迄七年頃、臨命終時、語妻子曰、我

- 1 舍國 一負
- 2 劫(米國) 十ナシ
- 3 頃(米) 十ナシ